

SAJ 令和 3 教第 430-2 号  
令和 3 年 1 月 8 日

加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟  
教育本部長 白石 博基  
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う本連盟事業の中止について

日頃より、本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

1月7日に1都3県に緊急事態宣言が2月7日までの期間、再発令されました。新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、以下の事業をやむなく中止させていただくこととなりました。中止する事業の申込者には、事業中止及び参加料返金と研修修了に関する以下の内容を本日発信いたします。

ご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、1/9-11 スキー大学（第1会場）は直前のため感染防止対策を行い実施します。

【中止事業】

- ・1/15-1/17 スキー大学（第2会場）
- ・2/5-2/7 スキー大学（第3会場）
- ・1/29-1/31 スキー大学（第4会場）
- ・1/16-1/17 トータルスノーボーディングフェスティバル

【参加料返金と研修修了について】

中止した事業の参加料は、後日、所属加盟団体経由で、振込み手数料を差し引き返金させていただきます。

研修修了扱いを希望される方については、1月16日～1月29日の期間内に、所属の都道府県スキー連盟にご連絡いただいた場合のみ下記のとおりとします。

- ①スキー大学申込者で、スキー指導者研修修了扱いを希望する場合は、参加費用から研修会費（5000円）と振込み手数料を差し引き返金し、研修修了とします
- ②スキー大学（検定員クリニック付）申込者で、スキー指導者研修と検定員クリニック修了扱いを希望する場合は、参加費用から研修会費（5000円）、クリニック費（3000円）、振込手数料を差し引き返金し、研修修了とします。
- ③トータルスノーボーディングフェスティバル申込者の内、スノーボード準指導員またはスノーボード指導員資格所持者で、スノーボード指導者研修修了を希望する場合は、参加費用から研修会費（5000円）、振込み手数料を差し引き返金し、研修修了とします。

1月15日を目途に、各加盟団体に対象者一覧表をエクセルファイルでお送りいたしますので、お手数ですがお取りまとめの上、SAJ事務局教育本部（saj-e@ski-japan.or.jp）まで2月3日迄にe-mailで返送いただきますようお願い申し上げます。